

第1回青森地方労働審議会 労働災害防止部会議事録

1 日 時 令和5年2月3日（金） 9時59分～11時31分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】公益代表委員 小俣委員、長谷河委員
労働者代表委員 関委員、堤委員
使用者代表委員 土田委員

【事務局】 橋本労働基準部長、下田監督課長、吉田健康安全課長
小島地方監察監督官、瀧口主任労働衛生専門官
小枝主任産業安全専門官、川村健康安全課長補佐
長尾厚生労働事務官

4 議事録

監督課長

皆様、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、審議会の事務局を務めます労働基準部監督課の下田と申します。よろしくお願いたします。

開会に先立ちまして、資料のご確認をお願いいたします。皆様のお手元の封筒の中にご用意してございますが、本日の資料といたしましては、次第、出席者名簿のほか、資料としまして、資料1として「青森地方労働審議会労働災害防止部会運営規程の新旧対照表」。さらに、その参考資料としまして「青森地方労働審議会運営規定」がございます。

次に、資料2としまして、パワポの横組みの資料でございますが、「第13次労働災害防止推進計画の目標に関する実績」。

資料3-1としまして、こちらはワードの縦組みの資料でございます、「第14次労働災害防止推進計画（案）の本文」。

さらに、資料3-2としまして、こちらもパワポの横組みでございます、「第14次労働災害防止推進計画（案）別添」。

さらに、資料4、「第14次労働災害防止推進計画（案）アウトプット指標とアウトカム指標」。

最後に、資料5としまして労働災害防止部会の委員名簿がございます。

もし、不足がございましたら事務局までお声がけをお願いいたします。

また、本日の分科会につきましては、青森地方労働審議会労働災害防止部会運営規程第8条によりまして、原則として議事内容を公開すると定められております。事務局で議事録を作成しまして、後日、青森労働局のホームページに掲載する予定としておりますのでご承知おきお願いいたします。

それでは、定刻よりも若干早いのですが、これより令和4年度第1回青森地方労働審議会労働災害防止部会を開催させていただきます。

本日の部会の議題となっております労働災害防止推進計画についてですが、国におきましては、労働安全衛生法に基づきまして、5か年を期間とする労働災害の防止のための対策等を定めた長期計画を策定しております。

それに従いまして青森労働局でも令和5年度を始期とする労働災害防止推進計画を策定することとしております。計画の策定にあたりまして、委員の皆様のご意見を伺わせていただき、青森労働局版の計画の参考とさせていただくため、部会運営規程第4条に基づきまして、青森労働局長から部会長に会議の招集を依頼し、本日開催させていただいております。

まず、本日の定足数の確認ですが、公益代表委員2名、労働者代表委員2名、使用者代表委員1名が出席されております。公益代表、労働者代表、使用者代表のそれぞれ3分の1以上の出席が得られておりますので、地方労働審議会令第8条第1項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

委員の皆様のご紹介につきましては、時間の都合もございまして、お手元の出席者名簿により代えさせていただきます。

また、青森地方労働審議会労働災害防止部会運営規程第7条によりまして会議は公開することとなっております。そのため、傍聴人の公募をしたところでございますが、申し込みはありませんでしたので併せてご報告させていただきます。

それでは、はじめに労働基準部長の橋本よりご挨拶を申し上げます。

労働基準部長 労働局の橋本でございます。

本日は、お忙しい中、青森地方労働審議会労働災害防止部会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

部会委員の皆様におかれましては、労働災害の防止でありますとか、働く労働者の健康確保のために様々御理解、御協力を賜っておりますこと、また、日頃から青森労働局の行政運営に対しまして格別の御支援、御協力をいただいておりますことに、まずもって、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、当局管内の労働災害の発生状況でございますけれども、後ほど御説明をさせていただく時間があるわけでございますが、簡単にご紹介をさせていただきますと長期的には減少傾向にありましたものの、近年に目を向けますと減少傾向が見られずに増減を繰り返しているといった状況でございます。令和3年におきましては、休業4日以上の労働災害、これは職場における新型コロナウイルス感染症、この分を除きましても前年比173人、13.8パーセントの増加ということで、件数としましては1,431人、死亡災害について目を向けますと、こちらも前年比で4人多くなり、13名の方が亡くなられているという状況でございます。死傷者数が先ほど1,431人と申し上げましたけれども、1,400人台となりますのは平成13年以来20年ぶりという悪い数字ということでございます。

また、令和4年でございますが、12月末現在の死傷者災害、こちらは

のほうを部会と呼ばせていただきます。まず、こちらの部会の運営規程につきましても、本審の運営規程第13条の規程に基づきまして、部会の招集や議事運営、議決等について定めているものでございます。

今回の改正につきましても大きく2点ございます。

1点目は、議事録の署名に関してでございます。令和3年に内閣官房行政改革推進本部より、書面、押印、対面の手続きを見直すという方針が示されたことを受けまして、同年開催されました本審におきまして運営規程の改正が行われ、議事録の作成に伴う「委員からの署名」の規定が削除されましたところでございます。これに合わせまして、本部会の運営規程におきましても同様の改正を行うものとなっております。具体的にはこちらの新旧対照表の第8条のところをご覧くださいと思います。

なお、議事録の作成は引き続き行いますが、その確認につきましては委員の皆様にもメール等によりご確認くださいことを想定しております。

2点目は、本審運営規程との齟齬の解消に関してでございます。

まず、参考資料の本審の運営規定のほうをご覧くださいなのですが、会議の招集につきましても、本審の運営規程では、その第2条第3項におきまして、「労働局長または委員が会長に会議の招集を請求するときは、附議事項及び日時を明らかにしなければならない」ということで、期限の設定はございません。

また、その第4条におきましては、「会長は、会議を招集するときは7日前までに通知しなければならない」とされております。

一方、部会の運営規程、新旧対照表をご覧くださいと思うのですが、こちらの第4条第2項で「労働局長または委員が部会長に会議の招集を請求するときは、1週間前までに附議事項及び日時を明らかにしなければならない」と期限の規定がございます。

また、第3項では、「部会長は、会議を招集するときは5日前までに通知しなければならない」とされておきまして、本審の「7日」と齟齬が生じてしております。

以上のことから、本審と部会の運営規定において齟齬が生じてしておりますので、部会の運営規定を改正いたしまして、第4条第2項につきましてもは削除、第3項については期日を「7日」に改正させていただくものとなっております。

その他、誤字脱字の補正や記載の適正化を図っております。

なお、本日も長谷川委員がテレビ会議システムによりご参加いただいておりますが、テレビ会議システムによります出席につきましてもは、本審の運営規程第3条の準用によりまして、部会運営規定の改正を待たず可能となっていることを申し添えます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

小俣部会長

どうもありがとうございました。

今のご説明に対してご質問、ご意見を受けたいと思います。

なお、質問については挙手をしてご発言という順序でお願いいたします。

また、事前に事務局から委員の皆様に対して意見をお伺いしております。

て、それが出ている場合もありますが、今回の議題に関してはありませんでした。

それでは、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

(委員から特に発言なし)

小俣部会長 規定の改定で、しかも、調整ですので問題はないだろうと。
それでは本改正案は承認されたと理解してよろしいでしょうか。

(委員の間から、了承の声)

小俣部会長 それでは、続きまして議題2の「青森労働局版の第13次労働災害防止推進計画の総括」、それから引き続きまして、議題3の「青森労働局版の第14次労働災害防止推進計画の策定」、これはまとめて労働局のほうからご説明をいただくということとしておりました。

健康安全課長 青森労働局健康安全課の吉田と申します。

本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議題の(2)と(3)について説明させていただきます。

初めに、労働災害防止推進計画についてでございます。

冒頭の監督課長の説明、あるいは基準部長の挨拶にもございましたが、資料3の1、めくって4ページの「はじめに」というところをご覧くださいと思います。「労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた」、こういうふうになってございます。

根拠は、労働安全衛生法第6条でございまして、こちらには「厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聞いて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項、その他労働災害の防止に関し、重要な事項を定めた計画を策定しなければならない」、こういう規定がございまして。この規定を受けて、こうした災害防止計画というのを5か年計画で策定しており、1958年ですから、昭和33年になるわけですが、ここから5年ごとに第1次、第2次ということで現在は第13次の計画が平成30年から今年度、令和4年度までの5か年ということでございまして。来年度からは、新しい第14次の災害防止計画を策定するというところでございまして。

法律に則って、厚生労働本省が作るものを踏まえまして、各労働局におきましても、各都道府県の実情を踏まえた計画というのを策定しておるところでございまして。

それでは、初めに(2)の「第13次労働災害防止推進計画の目標に対する総括」について、資料2をご覧くださいと思います。

めくりまして2ページでございまして。青森県内の労働災害の推移の状況を載せてございまして。これは、第9次労働災害防止計画が始まった1998年からの推移でございまして。ご覧いただければわかるとおり、死傷災害

については第10次のところまでは減少、この前も大体このような感じで徐々に下がってきています。色々な設備が安全化されるとか、安全衛生教育が浸透するとか、こういうことで下がってきたんですけども、それ以降、2000年代の中盤あたりからは減少というよりは横ばいということで、近年はどちらかという増加に近いような状況になっているということでございます。

下は棒グラフで死亡災害の達成状況でございますけれども、こちらのほうも近年は20人を超えるような死者が出るということは少なくなってきたのですけれども、それでも大体10から15、大体月に1人の方が仕事にお亡くなりになるという状況が続いているところでございます。22年のところについてはまだ確定値はないのですけれども、死亡災害でするのである程度の数字が出てますけれども、これが10人ということになってございます。脇のところには2022年の12月までの速報値が載せてありますけれども、死亡者数は10人、死傷者数は2,834人、これはコロナが入っているのですごい数字になっているということでございます。コロナ抜きの数字については後程説明させていただきます。

次の3ページですが、「第13次労働災害防止計画の目標に関する実績」ということで、労働災害防止計画については部長の挨拶にもございましたとおり、計画の目標を立てておりまして、それに対する実績がこちらでございます。

まず、死亡災害全体として「2018年から2022年までの5年間の死亡者数を、前期間と比べて15%以上減少させる」。第12次防の死傷者数が59人でした。これを15%減らすということで第13次防については50人以下とする目標を立てていたところでございます。

ただ、実績としてみますと59人ということで、12次防と同じ数字ということで減少にはならなかったということです。ぽつて書いてありますが、陸上貨物運送業では減ったのですけれども、製造業、林業で増加、最も多い建設業、建設業というのはやっぱり死亡災害が多い業種のなのですけれども、ここは変わらない。事故の型別では、元々件数の多い「交通事故」、「墜落」、ここらへんは減ったのですけれども、「激突され」というのが大幅に増加、倍増以上で4人から9人、内容を調べますと、林業において木に当たった、木を切っているときに倒れてきた木に当たったというもの、あとは重機やトラックといった車両にぶつかったもの、「激突され」というと、バーンと当たったような感じがしますが、それでも、「轢かれた」というのも入ります。例えば、除雪中に重機に轢かれたというのもここに入っております。こうしたものが増えているということで、木に当たったのが4件、車両に当たったのが4件ということでございます。

次に死傷災害全体、これは休業4日以上、休業災害と死亡災害を足したものですけれども、これの計画としましては、「2022年までの毎年の死傷者数を2017年と比較して5%以上減少させる」。この2017年の数字は先ほどの2ページの表にもございますけれども、1,281人ですので、これを5%減らした「1,216人を毎年の目標にする」ということにしていたわけでございます。

ただ、2021年の確定の実績を見ましても、「減らすどころか、むしろ増えてしまっている」ということで、全体では35%、コロナの罹患を除いたものを見ても18%増えているということで、こちらについても2021年は目標が達成できなかった。これは2021年の実績ですけれども、5年とも1,216人以下になった年はなかったということになってございます。

次に、4ページからは、重点対象別ということで重点業種、災害が多い多発業種ということでそれぞれの業種ごとに目標を立て、その実績が載ってございます。「建設業」、「製造業」、「林業」、「陸上貨物運送業」、「農業、畜産業、漁業」、「商業」、「社会福祉施設」とあるのですけれども、基本的には「全体的に災害が増えました」ということを申し上げたとおり、この中で目標を達成したのは陸上貨物運送業の死亡者数の目標、これだけでございます。

建設業について見ますと、死亡者数については「16を13にする」という目標に対して16だった。次に死傷者数については「189人」というのを目標にしていたのですけれども、2021年実績ですと270人、※印のコロナを抜いた数字でも250人ということで、「減らすどころか2017年と比べても増えている」という状況でございます。

製造業についても同様でございまして、死亡災害は83%増え、死傷災害につきましては、コロナを除きますと2人減ったという状況で206人には届かないという状況です。

林業については元々災害の発生件数そのものがそれほど多くありませんので、死傷者数の目標ではなく、死亡者数の目標のみなのですけれども、ゼロを目標にしておりましたが、5年で5人の方がお亡くなりになっております。

陸上貨物運送業は、死亡災害については前計画期間の半減ということで目標達成出来たのですけれども、死傷者災害についてはコロナを除いても2021年が145人ということで114人であった2017年を大きく上回る状況になったということでございます。

「農業、畜産業、漁業」についての死亡災害についてもゼロを目標にしておりましたが、5年で7人の方がお亡くなりになっております。特に漁業が非常に多くて5人の方がお亡くなりになったと。ほとんどが船から海に落ちて溺れたというような災害になります。やはり、一回溺れてしまうと引き上げられないことにはどうにもならないということで非常に死亡災害の確率が上がるということでございます。

次に、これは3次産業のほうになりますけれども、商業について死亡災害ゼロの目標に対して8人、死傷災害は218人以下にする目標についてコロナを除きましても232人ということでこれも上回っているということです。

最後に、社会福祉施設ですけれども、死亡はゼロということであったのですけれども、休業については108人以下の目標に対してコロナを除いても166人ということで、これは2017年の基準年と比べても非常に増えているということでございます。

さらに、健康確保対策についても目標がございます。「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を8割以上とする」という目標でございました。これにつきましては、厚生労働省で実施しております安全衛生調査の労働衛生課による特別集計での青森県での数字を見ますと50人以上の事業場では100%、30から49人の事業場では91.1%ということですので、「30人以上を80%以上」という数値は達成したということでございます。

今の数字を各業種ごとに詳しく表示したのが6ページ以降の表になります。6ページが全産業についての数字でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、赤い1,216という死傷者数につきましてどの年も上回ったということでございます。ブルーの折れ線グラフが全体の数字、令和2年からはコロナが増えてきているということで、コロナを除く数字もオレンジ色のグラフにしております。

右脇のほうに※印で書いてございますが、令和4年は死亡者数が10人、死傷者数が2,834人、コロナを除いても1,355人。これは12月までの数字でだいたい4月に確定値というのが出るのですが、去年を見ますと130くらい12月の数字から増えたのが確定値の数字となっておりますので、死傷者数全体では3,000人近く、コロナを除いた数字でも1,500人近くになるのかなと感じております。少なくとも昨年の数字はどちらにしても大きく上回るという予想をしております。

7ページにつきましては、重点業種別の数字でございます。主要などの業種も増え加減になっているということです。特に、社会福祉施設についてはコロナが入っているのですごい増え方になっておりますけれども、コロナを除いてもかなり増えているという状況です。コロナを除いた数字も入れたものについては各業種ごとのグラフが後程出てまいりますので、そちらをご覧くださいと思います。どうしても建設業、製造業、あとはトラック、商業、こういうところが従来から災害が多くて重点としていた業種になります。

次が「どういう災害が多かったのか」という事故の型ごとの推移でございます。一番多いのが「転倒災害」でございます。これはどの業種ということではなくて全業種満遍なく発生する災害でございます。これもほかの事故の型に比べますと増加傾向がみられます。元々の件数が多いえに増加している、こうした部分も全体の数字がなかなか減ってこない原因の一つなのかなというところでございます。従来型の「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」についても増えているというわけではないですが、なかなか減っていないということです。また、「動作の反動・無理な動作」というのが増えつつある。これは、腰痛であったり、捻挫、無理な体勢だったり、変なことにかかかったりして筋を痛めた、こういうのが入ってきます。

つづいて、9ページからは各業種ごとの分析になります。

初めに、建設業でございます。建設業については平成30年だけは目標の数字を下回ったのですが、そこからは増減を繰り返していただいたので目標には達しなかったということでございます。右側に事故の型が

ございますけれども、建設業についてはやはり「墜落・転落災害」が圧倒的に多い。ここをいかに少なくするかとこのところが災害防止対策の主要なテーマということはずっと変わっていないということです。

また、当然「墜落・転落災害」については高さにもよるのですけれども、重篤な災害、死亡災害につながる可能性も非常に高いということになってございます。墜落・転落が多いことから死亡者数も建設業は多いということにつながってくるのかなと思います。

令和4年の数字については確定値ではございませんので、下のほうの囲みで参考値を載せてございます。コロナを含めると388ですが、コロナを除くと216ということでオレンジ色のグラフは下がる可能性があるということでございます。

次の10ページに総括的なことが書いてございますけれども、「取り組みとしてはこういうことをやってきました」ということで、2021年の実績の分析でございます。2022年12月末現在で死亡は同数ということで減らなかった。足場、はり、屋根等からの墜落災害が6人、そのうち、木造建築工事、いわゆる一般住宅などの建築工事です。これが3人。先ほど死亡災害の話をしたんですが、トラックや車両系建設機械に激突されたのが3人ということで、「4人います」という話をしましたが、そのうちの3人が建設業。

死傷災害についても目標達成には至らない見込みで、転倒や墜落災害が増えています。墜落・転落災害は、高いところからの墜落を想像しがちですけれども、はしごや脚立などの用具から落ちる、これは軽く考えがちですけれども、無視できないような重い災害になっている方もいらっしゃいます。

続きまして、製造業でございます。ここも増減を繰り返している状況でございます。事故の型を見ますと、「転落・墜落」ではなく「はさまれ・巻き込まれ」、「転倒」が多いのが、製造業の特徴ということになっております。

時間に限りもございますので、業種別の部分については簡単な説明にさせていただきます。

13ページが林業でございます。林業は死傷者数はそれほど多くないのですけれども、それに比べると死亡災害が年に1人、2人ということで、ゼロの年もありますけれども全体が20人くらいの中で1人、2人が亡くなるということは重篤な災害が多いということです。母数が少ないので、次の事故の型別は非常に乱高下して統計を取るのがなかなか難しいのですけれども、やはり「激突され」、木に当たったというようなものが多いという状況でございます。

次の15ページは陸上貨物運送業でございますけれども、令和3年に非常に増えて、コロナを除いても145だったのですけれども、令和4年につきましてはコロナを除くと108人ということで、これから少し増えるにしても少なくなってくるかなと思います。ただ、108の目標は越えてしまっておりますので、過去5年どれも目標は達成できなかった。ただ、死亡災害については先ほど申し上げましたとおり目標を下回ったという

ことで、2人以上亡くなった年がなかった。また、令和3年は死亡がなかったということで4人、前の5か年の8人から半減したということでございます。陸上貨物運送業の事故の型ですが、どうしてもトラックという「交通事故」を想像しがちですけれども、多いのは「墜落・転落」と「転倒」ということで荷役作業のときにトラックの荷台から落ちるということです。こういう災害が非常に多いということです。「交通事故」についてはオレンジ色の線ですけれども、そこそこはあるのですけれども、ほかの事故の型と比べてもそれほど目立った感じにはなっていないということでございます。

次に、17ページの「農業、畜産業、漁業」でございますけれども、漁業については死亡災害が非常に多いということでございます。令和3年に3名、令和2年に2名の方が亡くなっている。平成30年からの13次防の中で非常に水産業の死亡災害が多かったということでございます。

次に、19ページの商業でございます。商業についても増減がかなり激しくて目標を下回った年もあるのでございますけれども、ここ2年くらいは増加をしているということです。令和3年は232ですけれども、今年の12月までの速報値でコロナを除いて263ということでかなり増えているということでございます。右側の事故の型を見ても、やはり、この商業についてはとにかく「転倒災害」が非常に多いということになってございます。この転倒災害をなんとかしないと全体の数字が減ってこないのかなというところでございます。

20ページは社会福祉施設でございます。社会福祉施設は近年、非常に災害が増えている業種ということでございます。令和3年も非常に多かったのですけれども、下の囲み、令和4年の12月までの数字を見ますと、死傷者数は923ということで、コロナが入っているので、ある程度はやむを得ないのですけれども、コロナを除いてもすでに171ということで非常に増えた令和3年を今の段階で上回っているという状況でございます。事故の型を見ますと、こちらも「転倒災害」が1番多いのですけれども、次いで、「動作の反動・無理な動作」ということで、腰痛とか捻挫とか、こういうような災害が多いのが社会福祉施設の特徴ということになっております。

次に、22ページをご覧くださいと思います。

先ほどから「転倒災害」の話をさせていただいておりますけれども、転倒災害の状況がこちらでございます。全産業で見ても増えている傾向はあるのかなというところです。また、右側のグラフは発生の時期ですけれども、やはりこれは冬です。冬の転倒災害というのが非常に多い。これは四半期ごとに分けているのですけれども1月から3月がほぼ半分近くということでございます。あとで出てきますけれども、「冬期の転倒災害をいかに減らしていくか」ということも非常に重要な課題ということでございます。そうしたことが23ページに書いてございますので後でご覧ください。1月から3月が多いとか、「商業」、「保健衛生業」などの第三次産業が多いとか、高齢者も非常に多いということになってございます。

次の24ページは「腰痛」でございます。腰痛については先ほど保健衛生業がやはりほかの業種と比べると率として高いということです。ただ、近年は保健衛生業全体としてみると増えているという感じではないです。いろいろな施設でノーリフティングのような「人を持ち上げない」、「人を抱えない」という取り組みをしているところも徐々に出てきておりますので、そうしたところの効果が少しずつ出てきているのかなというふうに思います。

25ページは熱中症でございます。先ほどから申し上げている「休業4日以上休業災害」というのは下の青いグラフで、これを見ると令和3年は多かったのですが、それ以外はそうでもなかったのですが、赤いグラフ、労災の保険給付、要は休業4日には至らないけれども、労災の給付で療養をした、治療を受けたという方についてはかなり増えているということです。青森県でも最近熱中症についてマスコミなどに出てきているのでかなり注意されているかと思えますけれども、青森県においても熱中症対策についてだんだん重要度が増しているのかなという状況でございます。

次の交通労働災害は飛ばしまして、27ページ、冬期労働災害、先ほど「転倒」のところでも申し上げましたけれども、冬の労働災害というのが非常に多い。特に令和3年度、昨シーズンは雪も多かったということで、雪が少なかった3年前と比べますと3倍近い数字ということで、ある程度雪に左右されるのはやむを得ないのですが、だからと言って「何もしない」というわけにはいかないの、これをどう考えていくかというのが非常に大事です。当然、冬期労働災害については「転倒」が圧倒的に多くて8割以上が「転倒」、ただ、この数値というのは休業4日以上の集計ですので、転んだからと言って軽いものというわけではないということです。休業4日以上がここに載っていますけれども大体半分くらいは一月以上休むような状況になっています。転倒災害だからと言ってすぐ復帰できるということでもない。冬期労働災害についてはこれまでも転倒、墜落・転落、これは雪下ろしをしているときの墜落・転落です。あとは交通事故、こちら辺を重点にこれまでも取り組んできたところでございます。

28ページは高齢者についてのグラフです。全体の死傷者数が青いグラフです。それに比べまして、下の黄緑色のグラフですけれども、これが高齢者の死傷者数ですけれども、やはり高齢者の災害が増えている。これはそもそも働く高齢者が増えているということが一番大きいのかなというふうに思います。囲みのところですが、年千人率という文字が出てきます。年千人率というのは死傷者数を労働者数で割った数字に1,000を掛けたもので、要は「1,000人の方が1年働いて何人被災されるか」ということで災害の発生率を示したものでございます。これを見ると、全体は平成24年から平成29年までに減っているのですが、高齢者は2.08から2.17ということで高齢者そのものが増えているから災害が増えているというのも一つあるのですが、発生率も増えています。こういうことが年千人率の数字でわかるところでございます。件数だけでなく、発生率も増えているということで高齢者対策についてもこれか

ら取り組みがますます必要になってくるということでございます。

以上でまとめでございますけれども、「死亡災害全体、死傷災害全体の多くの重点業種において第13次労働災害防止計画の目標を達成するに至らなかった背景として」ということで、これは「こういうことが考えられる」ということで断定ではないのですけれども、「労働者の高齢化の進展による災害発生率が高い高齢者の増加」、災害発生率が高いというのは若い人ですとケガしなかったような感じのものが骨折につながったりというようなことです。さらに、「積雪の増加による冬期労働災害の増加」、「第三次産業を中心とした転倒災害や動作の反動等の行動災害の増加」、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための清掃・消毒・検温等健康状態の確認などの非定常作業の実施による本来業務へのしわ寄せによる安全衛生活動の縮小と、三密回避による集団的な活動の規模縮小等」、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大」、こういうものが考えられるということでまとめとしております。

30ページのほうは健康診断の数字でございます。青森県は何らかの所見のある方の率、有所見率ですけれども、「全国と比べると高い」ということになっております。令和3年の数字がこれですけれども、令和4年の速報値が1月に出ておまして、これを申し上げますと、青森県は66.5%、全国は58.3%ということで、その差が令和3年度の7から令和4年は8.2に開いてしまったということで、また全国よりも差が開いてしまったということです。これは、3月の下旬に確定値が出ますのでそこで最終的な数字が決まるということでございます。

31ページには各項目ごとの有所見率の全国との比較が出ておりますけれども、ほとんどの項目について全国よりも青森県のほうが有所見率が高いということになってございます。

取り組みについて32ページに載っておりますけれども、これも後でご覧いただければというふうに思っております。

以上で、時間がかかってしまいましたけれども、「第13次防の目標に対する総括について」のお話をさせていただきました。

続きまして、来年度から実施する予定としております第14次労働災害防止推進計画の案についてご説明をさせていただきます。

資料については3をご覧いただければと思います。

資料3の2というのもあるのですけれども、こちらは今申し上げた資料2とほとんど一緒、13次防の「目標に対してどうだった」というページがないものが資料3の2でございますので、こちらの説明は割愛をさせていただきます。

資料3の1をめぐっていただきたいと思っております。4ページに「はじめに」ということで現状のところが書いてあります。最初の3行は読みましたけれども、「青森県においても」というところです。「国の計画を受け、また青森県内の労働災害の発生状況を踏まえて計画を策定し、種々の対策を講じてきた。災害も長期的には減少がみられた。しかしながら、近年の状況を見ると、死亡者数は一進一退を繰り返して減少には転じていない。また、死傷者数にいたっては、2016年以降は増加傾向にあるとも考えら

れる。特に発生率、年千人率が高い高齢者が増加しているほか、商業や社会福祉施設など第三次産業を中心に作業行動を起因とする労働災害が増加している。これまで重点としていた建設業とか製造業とか、いわゆる労働災害と言ってイメージされる業種というのはそういうところだと思うのですけれども、今後は、今まであまり労働災害に結び付きがなかったような三次産業を含めたあらゆる産業について労働安全衛生対策の取組促進が不可欠という状況にある。さらに、青森県は積雪寒冷地域ということで、冬期災害が多発している。このような状況と国が策定した、国もまだ案なのですけれども、「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、当局についても労働災害を少しでも減らして、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて14次の推進計画を策定します」ということです。

計画期間は来年度から5年、2023年度から2027年度までの5か年です。

計画の目標でございます。今回、厚生労働省で策定をしております14次計画もそうなんですけれども、これまでなかった指標という考え方が入っています。「ア」ということでアウトプット指標というのがまず一つ入ります。アウトプット指標というのは重点事項の取り組みの成果として事業者において実施される事項、これをアウトプット指標として定めるということなんです。

さらに、6ページをご覧いただきたいのですが、「イ」のアウトカム指標というものがあります。こちらがアウトプット指標ほか本計画に定める事項を実施した結果として期待される事項、要はアウトプット指標、事業者のほうでやっていただいた取組の結果として期待される事項を今度はアウトカム指標として定めています。

こういうような考え方になったということです。これについては資料の4、A4の1枚だけの資料が入っているのですが、こちらをご覧いただきたいと思います。こちらの裏面のほうに、アウトプット指標とアウトカム指標というのがそれぞれの重点事項ごとに載せてありますので、こちらも見ながら本文の方もご覧いただければというふうに思っております。

4ページに戻りまして、アウトプット指標でございます。5ページからア、イ、ウ、エと4つございます。まず、アとイというのが業種横断的な重点ということで、アとしまして、「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策」ということで、アウトプット指標として設けたのが「転倒災害の対策に取り組んでいる事業場の割合を増やす」というもの。もう一つが教育です。「正社員以外の安全衛生教育の実施率を増やす」。特に業種としては、「卸小売業」と「医療福祉業」。先ほどから申し上げている商業とか社会福祉施設系の保健衛生業とかの正社員以外への安全衛生教育、これは業種として非正規労働者が多いということもあって、正社員以外への教育というのがなかなか難しいところもありましたけれども、そういうところも見ていくというものです。さらに、介護・看護作業において、ノーリフトケア、先ほど申し上げたようなリフトとかスライディングシートとかを使って、労働者の負担を減らせるようなケアです。これを導入して

いる事業場の割合を増加させるという指標でございます。これが転倒や腰痛のような災害を防止するためのアウトプット指標でございます。

イといたしまして、「高齢労働者の防止対策」ということで、これに関しましては、令和2年にエイジフレンドリーガイドラインというガイドラインがございます。これに基づく対策を実施する事業場の割合を増やすということを目標にしております。

ウは「業種別の労働災害防止対策の推進」ということで、これはこれまでもありましたけれども、製造業とか建設業のように元々災害が多発していた業種に対するものでございます。製造業では、「機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を増やす」、建設業では、「墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を増加させていく」、建設業はやはり「墜落・転落」対策が重要だということを申し上げましたけれども、こうしたことから、こちらを増加させる。トラックにつきましては、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を増やす、また、林業についても「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、これの措置を実施する企業の割合を増加させる。

こういうようなアウトプット指標を災害防止については策定をしているところでございます。

さらに、健康確保対策ですけれども、こちらについては、まず「有給休暇の取得率を70%」、過重労働防止も含めてこういうようなものになっています。先ほどまでは「増加させる」というものが多かったのですけれども、この有給休暇については、厚生労働省のほうで今の現状の数字がある程度出ておりますので、それを踏まえて70%ということです。令和4年の数字だと大体5割ちょっとという現状がございますので目標としては70%以上ということにさせていただいています。

また、「メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする」。13次防では30人以上ということでしたけれども、今度は10人以上ということです。先ほど申し上げた調査を見ますと、青森においては10人から49人の中でメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場が42.2%ということで5割を切っているような状況ですので目標としては高めですけれども80%以上という数値を目標とさせていただいたということでございます。

さらに、「10人以上50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする」。ストレスチェックは50人以上は法律で義務になっておりますので基本100%ということになるわけですけれども、努力義務のままですとなかなか進んでいないという状況です。青森局で10人から49人の割合を見ますと大体3割、29.7%がストレスチェック実施率ということですので、目標としては50%という具体的な数字を入れてございます

次に、「必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を増加させる」。これは、現状が何%あるかわからない。そういう数値的な目標を立てるのが難しいものに関しては「増加させる」という目標にしてござい

ます。

次に、アウトカム指標でございます。

先ほどの資料4に今申し上げたアウトプット指標に対応した形でアウトカム指標を載せておりますのでご覧いただければと思います。

まず、転倒とか腰痛とかの防止の部分です。「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」については、増加の見込まれる転倒については、このアウトプット指標のような取り組みをやっていただくことで「死傷者数を10%減少させる」ということです。令和4年の12月末現在で転倒災害は500人前後ということですので、2021年と同水準になるくらいまで減らすということで10%くらいの数字にしております。

社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率は2022年と比較して減少させる。これは具体的な数字が出しづらいということで「減少させる」という数値にしております。「発生件数を載せているもの」と「千人率という発生率を載せているもの」がございますけれども、母数が少ないものは絶対数というのが動いてしまって具体的な数字が出しづらいということ。あとは、先ほどから申し上げている高齢者のようにそもそも母数、労働者数が増えていることについて災害の発生の絶対数よりは発生率で見たほうが現実を見ていることになるのかなということで、件数と発生率をそれぞれアウトカム指標で使い分けた部分がございます。イについては、高齢者です。高齢者についてはそもそも増加が見込まれるので、歯止めをかけるということにしております。年千人率、これも発生率を見て歯止めをかけるというアウトカム指標にしております。

業種別のところについては、これまでと同様に災害の件数を何%以上減らすという形でこれまでの実績を踏まえた数字を入れたものでございます。

製造業については、「はさまれ・巻き込まれの死傷者数を15%減らす」、これは2020年が34人ということで近年で一番少なかったのもその数字のあたりまで減らすということで計算すると15%くらいになるということでございます。

建設業については、「死傷者数を3割減らす」ということです。今年の死亡災害3件のうち、1件が墜落・転落によるもの。墜落・転落災害による死亡災害がなくなると1件減るということです。3分の1減らすということでこちらの数字を入れてございます。

陸上貨物については、災害が増減していて、2021年は増えたのですがけれども、令和4年はかなり減ったということで5%減らすという目標にしております。

林業については、災害ゼロを定着させるということでほとんど変わっていない。要はゼロを継続することを目標にしたいということでございます。

このようなアウトプット指標にかかるようなことを事業所にやっていただいて、それぞれの重点ごとにアウトカム指標がございます。それを踏まえまして、1番最後の部分です。総括的な目標としては、「上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害としては以下のとおりの結果が期待させる」ということ。死亡災害については、「2027年、最終年

において10%減らす」ということです。令和4年の死亡10件の中で、先ほど、建設業の墜落を1件減らしますという話なので、10件を1件減らすと9件、10%ということで5年頑張っていきたいということでございます。

死傷者災害につきましては、「2021年までの増加傾向、2022年も増加傾向なんですけれども、歯止めをかけ、2022年と比較して新型コロナウイルス感染症以外の労働災害を2%以上減らす」。先ほど、業種別のアウトカム指標で「製造業については、はさまれ・巻き込まれを15%以上減らす」とか「陸上貨物については5%」とか、これを数字に換算して足し上げるとこれぐらいになるということでございます。全体として、70人くらい減るということになります。ここに書いていないものについては「増減なし」ということにするのですけれども、そういう形で積算をして足し上げたものが大体70ですから、目標としては2%。コロナを入れた数字の目標については全く予想がつかないのでコロナも含めた全体の数字については目標としては立てていないということでございます。

次いで、2のところに「安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性」ということで、「青森県内の労働災害の発生状況と対策の方向性」がございませう。こちらは、先ほどから資料2のほうで説明したことの繰り返しになりますのでかいつまんで説明いたします。「県内の災害の発生状況については減少傾向が認められない」ということであります。「災害の多い業種、事故の型を中心に労働災害の防止に取り組むことが重要だ」ということとしております。死傷災害の発生状況について「全体で見ればコロナの影響で急激に増加をしている」とあります。ただ、「コロナだからしょうがない」というのは当然あるのですけれども、それだけではなく、コロナを除いても増えているということがわたくしどもとしては問題視しているところでございまして、20年前くらいの水準になっているわけです。部長も1,400人になったのは平成13年以来だと申し上げましたけれども、さらに、令和4年は増えているということですので非常に危機感を持っているところでございます。中でも、転倒とか腰痛とかといった労働者の行動に起因するものが4割を占めているということでした。業種別には二次産業が相変わらず多いのですけれども、三次産業、とりわけ商業や保健衛生業の増加が目立ち、労働者の作業行動に起因する労働災害である「転倒」と「動作の反動・無理な動作」、これで半数以上になっている。また、50代以上の高齢者の死傷者数が増えている、さらには、冬期災害も多い、こちら辺が非常に目立つところでございます。

方向性としまして、ウのところでございますが、①から④に「こういう原因が考えられます」ということが書かれております。①に関しては、高齢者です。50代以上の休業4日以上死傷者数の割合が59%ということではほぼ6割。さらに、高齢者については被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなる傾向がある。

②については、作業行動。先ほどから申し上げていますがけれども3次産業を中心として、作業行動に関する腰痛とか転倒とかはこれまでの私どもがやってきた災害防止対策、設備面の対策です。「高所には手すりを付け

なさい」とか「危険な機械にはカバーを付けなさい」とか、法律で規制をしてそれを守っていただくというやり方がマッチしない、こういう転倒災害などにはです。ですから、こういうものについては「自主的な取組を促進するということが必要」だということです。法律で規制して何かをやらせるのではなくて、自主的にいろいろ考えていただいて取り組んでいただくということが非常に大事ということです。

③と④の部分につきましては、「三次産業は労働者の入れ替わりが頻繁である業種について取組を強化することが必要」で、どうしても私どももこれまでは建設業とか製造業というような災害多発業種と言われているところに重点的に指導をしていたのですが、今見ていただいたように三次産業を何とかしていかないとこれまで通り建設業とか製造業ばかりやっても全体としての数字というのが減ってこないということからこの三次産業に対する対策というのが非常に大事だと考えております。

続いては、健康対策でございます。いくつかございますが、まずは「メンタルヘルス対策」。先ほど申し上げましたけれども、労働者50人以上の事業場では取組率が100%ですが、一方、50人未満を見ますと30から49人は91.1%ですが、10から29人と小規模になりますと34.4%と急に下がってしまう。特に、30人未満の事業場においてはストレスチェックの実施が23.3%にとどまるなど、メンタルヘルス対策への取組が伸び悩んでいるということで、取組の支援が引き続き必要になっているとしております。

次は、過重労働でございます。これは働き方改革推進法等の施行により各種取組が進められたところですが、引き続き、大綱等に基づいて時間外・休日労働の削減や年次有給休暇の取得促進、こちらをより一層推進していくことが重要でございます。

産業保健関係です。県内の一般定期健康診断における有所見率は年々増加して、全国平均を大きく上回っている、また、項目を見ても脳・心疾患に関連した有所見率が高くなっているということでございます。健康診断の事後措置や労働時間の短縮が必要になる。さらに、課題としまして「メンタルヘルスや働き方改革、さらに高齢化、化学物質など多様化している」ということでございます。さらには、小規模事業場、産業医、衛生管理者の選任義務がない労働者数50人未満の事業場においてはこういうような活動が低調だということでございます。こういうものの対策も必要だということです。

(3)については、化学物質でございます。こちらについても法律で規制されている化学物質があるのですが、それ以外の規制がされていない物質も必ずしも無害な物質というわけではなくて、規制の対象外となっている物質による労働災害が化学物質による労働災害の8割ということでございます。化学物質の対策というのは今後自主管理規制に代わっていくということですので、これの定着は必要となってまいります。また、石綿あるいはじん肺、こういうものに対する対策も引き続き必要でございます。

さらには、先ほども申し上げましたが自発的に安全衛生に取り組むため

の意識啓発。これも三次産業を中心として必要となると考えてございます。

これらを踏まえまして、計画の重点事項でございます。7つございます。今申し上げたものが項目になってございます。

一つ目が「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」ということでございます。これは三次産業がメインになるわけですがけれども、自主的な安全衛生管理の定着を図るため、今年度、介護施設と小売店舗の県内のリーディングカンパニーや県、あるいは関係団体を構成員とする青い森＋S a f e協議会を設置して取組事例を今後管内事業場へ水平展開することによって災害予防の機運の醸成を図るということとしております。

次に、「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策」でございますけれども、こちら先ほど申し上げましたが、「非正規雇用者も含めた教育の実施を徹底する」ということに取り組んでまいります。

さらに、高齢者対策につきましては、「エイジフレンドリーガイドライン」、これを引き続き周知していきたいと考えてございます。

冬期労働災害については、まず8割を超える転倒災害、さらには墜落災害、交通事故防止を中心に引き続き、12月から2月まで毎年、この防止運動というのを展開しておりますけれども、これも引き続き実施してまいります。

さらに、業種別の対策といたしまして、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、林業、農林畜産水産業ということでそれぞれ発生件数が多い事故の型に特化した対策を講じてまいります。

(6)といたしまして、「労働者の健康確保対策」でございますが、メンタルヘルス対策、こちら産業保健総合支援センターや地域産業保健センターを通じまして、特に取組が遅れ気味な小規模事業場における対策に取り組んでまいります。ストレスチェックについてもまずは実施していただくこと、さらに集団分析を行って職場環境の改善をしていただくようにしてまいりたいと思っております。ウといたしまして、「産業保健活動の推進」でございますが、2つ目のぽつです。高齢者が増えているということから病気を抱えながら働く方が増えてまいります。「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」、こちらの周知啓発を図ってまいります。また、青森県地域両立支援推進チーム、これを組織しておりますので、これの活動も通じて具体的連携を推進してまいります。

最後に、化学物質対策でございます。化学物質を取り扱う事業場における、今度、新しく化学物質管理者の選任というのが必要になってまいったり、あとは、SDS、安全データシートですがけれども、これに基づくリスクアセスメント、これを確実に実施していただくことにより自律的なばく露低減措置を実施してまいります。

石綿についても適切なばく露防止対策をそれぞれ実施してまいりたいと思っております。

また、熱中症、騒音による健康防止対策、あるいは原子力施設や医療従事者の電離放射線による健康防止対策についても取り組んでまいりたいと思っております。

非常に長くなって申し訳なかったわけですが、以上が第14次労

働災害防止推進計画の案の説明でございます。

小俣部会長 どうもありがとうございました。

今のご説明についてご意見あるいはご質問がございましたらお受けしたいと思います。

よろしく願いいたします。

非常に多様といいましようか、領域が従来の古典的な分野だけではなくて、災害そのものも随分変わってきていることが重要で、そうなるとうちでも対策も行政側が全部指導していくというよりは「自主的に」といういろいろな形になっているようです。さらに言えば、小規模事業場、こういうところまで規制というか、実施していく上でかなり綿密なあれが必要になっているような、今度は労働局のほうが大変になってくるのではないのかという感じがしました。その辺、特に小規模事業場に対する対応というのはやり方を今までと変えたような形になるということでしょうか。

健康安全課長 そうですね。

特にこれまでの工業的業種から三次産業というところも含めまして、さらに、小規模事業場ということもありまして、部会長がおっしゃったように自主的な管理ということなので、要は法律による規制というのに馴染まないような業種、あとは災害、転倒災害のようなものです。そういうものがあるので厚生労働省としても「指導から支援」という形で、「上からあれをやりなさい、これをやりなさい」というところから、側面からのバックアップ的なやり方も必要でございます。何とか、現場の方の協力を得ながら「機運の醸成」というのが出てまいりましたけれども、そういうところを一つずつ地道に進めていくしかないのかなと思います。やはり、転倒災害というのはこれまでは「本人が気をつけろ」で終わってしまう部分があったのではないかと思うんです。「転倒災害なんてのは会社でどうしろっていうんだよ」みたいなものです。では、今後そういうものはスルーしていいのかということになると、それが無視できないくらい件数も多いですし、被災の程度も重く、「たかが転倒、されど転倒」ということです。ですから、今回の14次の計画、私どもがこの仕事に入った時から見てもかなり毛色は変わっている印象は私自身も感じているところです。

小俣部会長 うっかりすると転倒というのは労働災害と感ぜないというのか、そういう場合もあろうかと思うんですよね。個人的なミスになる感じで。しかも、中小企業だけではなくて非正規も含めてやらなければならないという、まあ、非正規が増えている面もあるのでしょうけれども、今まではそういう意味で見過ごされていた部分が多かったのかなと思います。こういう人たちも対象とする、使用している事業主はそういうものに対する意識を持たなくてはいけないのでしょうけれども、恐らく、今までそういう感覚はなかったと思います。

健康安全課長 そうですね。やはり、非正規労働者が増えているというところで教育の

面はこれまで工業的業種の安全衛生教育というのはやっているという感じだったのですけれども、三次産業の非正規に対して、安全衛生教育という、それをやらなくちゃいけないという認識を使用者もあるいは労働者の双方がそういう認識を持っていただくところから始めないといけないということなので、これは、やり方というのはいろいろ書いてありますけれども、それぞれどういうふうにやっていくのかということ、一つ一つ考えながらやっていかないと難しいのかなと。これまでのやり方を踏襲するというのはなかなか難しいものも多くなっているというふうに思っています。

小俣部会長　　そうですね。私もずいぶん今日は勉強になりました。
皆様のほうは現場にいらっしゃる方もおりますので、どうでしょうか。具体的などころのお話、ご質問でも結構です。
何かございますでしょうか。

土田委員　　転倒災害ということで、わたくし、ホテル業で。転倒災害がどこで起きるかというとはほぼ厨房の施設なんですね。要は揚げ物をしていたりすると床に油が飛散して滑って転ぶということで、これまでなかなかそれが減らなかったのでもいわゆる安全靴という底が油に対応している靴を履かせているのですが、これを完全支給に変えたところ、転倒が一気に減ったと。底が一年もすると劣化してしまっただけで油に対応しなくなるので「一年経ったら会社で買ってあげるよ」と言ったら転倒災害が減ったというのもあります。小さいところはなかなかそこまでケアできないと思いますけれども、そういう指導も必要なのかなとも思いました。

小俣部会長　　今のは情報ですけれども、恐らく、業種ごとにそういう意味ではリサーチしながらでも対策を考えていかないと、こちらから全部用意するというのはなかなか難しいですよ。そういう意味でも訪問というか、あまりきつい表現ではない形で情報を得ていくというのは相当これから重要になってくるのではないですかね。

労働基準部長　「自主的な活動を推進していく」というところに力点を置くとなりますと、「では、どうやったらいいのか」、そのへんのノウハウと言いましょうか、それは厚生労働省が様々な取組の中で、先ほどの土田委員からお聞きいただいたような取組事例ですとか、蓄積されているものもありますし、そういったものをご紹介しながらという方法もあるでしょうし、あるいは、県内の災害事例などを手前どもが分析する中で様々な再発防止対策を講じている事業場さんの情報も、津々浦々全部集められるかというのはありますけれども、一定の集約があったりします。そういったものも活用しながらでありますし、先ほど吉田が申し上げましたとおり、+ S a f e 協議会というのが新たに、介護と小売ですけれども、立ち上げてこの二業種について県内のリーディングカンパニーの方々、あるいは、関係団体として商工会議所連合会ですとか、青森県老人福祉協会ですとか、そういった団

体の力もいただきながら、そのリーディングカンパニーの取組だとかを収集いたしておりまして、それをうまく横展開といいますか、県内の事業場でもやれるような事例などを展開して、一個一個参考にしていただくと。そういったこともやっていくということで色々なアプローチの仕方を考えながら、自主的な取組を促していきたいと考えております。

小俣部会長　　今の状況でもコストがかなりかかりそうな感じがしましたので、そういう点では、補助というわけにはいかないかもしれないですけども、何か対策があると導入しやすいかもしれないですね。簡単にはいかないでしょうけれど。原因がある程度わかっている、対策もとれそうならば、それを推進していくような方策というのが必要だろうと思いますね。お金の問題になるのでなかなか大変でしょうけど。

関委員　　先ほどの転倒の関係なのですけれども、一番はこの資料にもあるとおり、「労働年齢が上がっている」ということと「足腰の筋力の低下」なのかなと思ってまして、いろいろと対策を取ろうとなると休憩中だとか始業前に何かするとなると会社側も勤務時間の中でやるというのはなかなか難しいところもあると思うのですけれども、例えば、仮に県独自として「転倒防止体操」とかですね、2分とか3分で始業前にできるようなちょっとした簡単なものとかを定着させるような、ちょっとした工夫であれば2、3分でもですね、「転倒防止体操」的なのを県独自にやってみるというのも一つの方策なのかなと思ったので、ご意見させていただきました。

小俣部会長　　どうでしょう。

労働基準部長　　厚生労働省が今検討している第14次の計画の中でもご指摘のような点を触れておりまして、具体的な取組はこちらも検討していかなければならないのですが、資料3-1の11ページをご覧くださいますと、上から3行目になりますけれども、「筋力等を維持し、転倒を予防するため、転倒・腰痛予防するため」、そういう運動プログラムの導入、あるいは労働者のスポーツの習慣化といった生活習慣関連へのアプローチを、これは事業主として「労働者の筋力増強をどこまでやるか」、福利厚生の中でスポーツジムを使えるようにするとか、そこはまたお金の話も出てくるでしょうし、こういうものも厚生労働省として、スポーツ庁とも連携しながらなるかもしれませんが、推奨していくと、そういった厚生労働省の情報も得ながら青森労働局としましても周知啓発ですとか流していきたい。今でも多少の腰痛予防の体操だとかのリーフレットがあったりはしますけれども、手前でもの周知不足でどこまでそれが浸透しているかというのはあるのですが、それに加えて、こういう新たな取組も厚生労働省のほうで計画しているようでございますので、その辺の具体的な計画を見ながら、労働局のほうでも同じように展開できればなというふうには思っているところでございます。

小俣部会長　　そうですね。特に今は転倒とか腰痛とかが多いということですので、こういう慣行というか慣習というか、取り組めるといいでしょうね。習慣化というのが書いてありますものね。ある程度、自然にやれるような感じ、やるような感じにならないと続かないですよ。

堤委員　　第三次産業で転倒、動作の反動・無理な動作が多いということ。第三次産業というとはやはり人手不足による多忙が起因しているのではないかなと思われるので、ぜひ、その部分、経営者団体や県、各自治体などと連携した取組を進めていただきたいと思います。

小俣部会長　　どうでしょう。

労働基準部長　　これも介護施設、先ほどご紹介した＋S a f e協議会になるのですが、介護施設、あるいは小売店舗を対象にしていますが、商工会議所連合会さん、あるいは、老人福祉協会さん以外に県の担当部署の方も実は参画いただいております。まず、リーディングカンパニーと関係団体と県の担当課という形でやっておりますので、そこは県のご担当の方々とも相談しながら委員がご指摘のところをしっかりとやっていきたいと思っております。

小俣部会長　　どうでしょう。そのほかに何かありますか。

(委員から特に発言なし)

小俣部会長　　それでは、大体ご意見が出たと思いますので、労働局のほうも頂戴したご意見を踏まえて推進計画の策定をやっていただければと思います。

なお、本日の審議経過については来月開催予定の令和4年度の第2回青森県地方労働審議会において報告させていただくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上を持ちまして、本日の議題はすべて終了となったので、進行を事務局にお願いしたいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

監督課長　　小俣部会長、ありがとうございました。

最後に事務局から事務連絡をさせていただきます。冒頭申しましたとおり、本日の議事録につきましては、事務局で議事録を作成しました後、本日も出席いただいている委員の皆様全員にメールなどにより提供させていただきます。ご確認いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和4年度第1回青森県地方労働審議会労働災害防止部会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。